



ふれあい 消防 119

KORIYAMA
FIRE DEPT.

2025年
(令和7年)

vol.2
(11月号)

救 急 寒暖差が危険 ヒートショックの予防策 医師が伝える予防ポイント



連載

火災ゼロNEWS
つたえる予防ひろば

LEDランプの交換方法が不適切な場合、発煙・発火することも!
ガソリンの運搬容器が新たに認められました

寒暖差が危険 ヒートショックの 予防策



ヒートショックとは？

ヒートショックとは、急激な温度変化によって血圧が乱高下し、心臓や血管に負担がかかり、その結果、心筋梗塞・脳梗塞・脳出血・不整脈を引き起こすことをいいます。

特に冬場は暖房の効いた部屋から脱衣所やトイレなど寒い部屋に移動することで、血管の収縮により血圧が上昇し心臓や脳血管に負担がかかります。入浴時は、温かい湯船に浸かることで、血管が拡張し血圧が低下します。

年齢が高いほど危険!?

高齢者や持病のある方（高血圧、糖尿病、動脈硬化など）は自律神経や血管の柔軟性が低く血圧の変動に対し耐えにくい傾向にあります。また、加齢とともに心臓機能が低下するため、急激な温度変化による血圧の調節が追いつかず意識を失うこともあります。

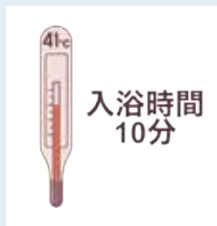
予防策は？

脱衣所と
浴室を温める



温度差を
なくしましょう

お湯の温度と
入浴時間



お湯の温度は 41℃
以下にしましょう

入浴前のかけ湯



身体を温めましょう

入浴前後の
水分補給



入浴による脱水を
防ぎましょう

飲酒後の入浴は
避ける



飲酒によりヒートショックの
リスクが増します

ドクターからのプラスアドバイス

① 冬は救急搬送が増える季節

冬は救急搬送が増える季節です。特に高齢者の入浴事故は、消費者庁によると交通事故による死亡者の約2倍以上とされ特に冬場は、浴室や脱衣所の寒暖差による「ヒートショック」の影響が大きいと推測できます。

また、心臓や血管に持病のある方は、入浴前に「これから入浴します」と家族に伝えるなど声掛けや見守りが、ヒートショックの早期発見につながります。

② 転倒事故への注意

雪や凍結した路面では転倒による骨折や頭のけがが多く見られます。頭を打った際は、その時に症状がなくても、脳内で少量の出血が続く場合があり、後から症状が出ることがあるため注意しましょう。

③ 寒さと感染症の影響

寒さや乾燥は、免疫力や自律神経を乱し、インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症に加え、心筋梗塞や脳卒中といった病気のリスクも高めます。急な胸痛や強い頭痛が出たときは、迷わず医療機関を受診してください。

感染症が流行する季節には、手洗い・うがい・換気を徹底し、人混みではマスクを徹底しましょう。日常のちょっとした心がけで、冬を安全に、安心して過ごすことができます。



◀出典:消費者庁ウェブサイト

一般財団法人
脳神経疾患研究所附属
総合南東北病院
外科医長
藁谷 暢 医師

災害医療部開設準備室 室長
統括 DMAT
福島県災害医療コーディネーター

寒さ対策が健康管理の第一歩です。





こんな救急事故にも気を付けて



まもなく雪の降る季節を迎えます。冬の季節だからこそ注意したい救急事故をご紹介します。



餅による窒息

冬の季節はお餅を食べる機会が増えるため、こどもや高齢者は特に窒息に注意しましょう。こどもの場合、餅以外にも食べ物や口に入る大きさのものは窒息になる恐れがあるため、周りの大人が注意しましょう。高齢者は噛む力や飲み込む力の衰えの影響による窒息もあるため注意しましょう。



低体温症

気温が低い環境に長時間いることにより、体から失われる熱が、体が保つ熱を上回ることによって低体温となり意識障害など引き起こすことがあります。低体温症は外だけではなく、暖房による温度調節していない室内でも起こり得ることから重ね着や暖房器具を使用するよう注意しましょう。



雪による転倒

積雪や凍結した路面では転倒するリスクが高くなります。転倒では骨折や頭部の怪我等による救急搬送が多く発生していることから、転倒予防として、滑りにくい靴を選び、歩幅を小さくして慎重に歩行するよう注意しましょう。



感染症

インフルエンザやノロウイルスが流行する季節です。手洗い・うがい・換気、マスクの着用を徹底しましょう。また感染症の種類によって有効な消毒成分が異なるため、消毒液を購入する際はご注意ください。

郡山地方広域消防組合消防本部

ウェブサイト：予防救急について▶



きゅうきゅうデジタルトランスフォーメーション

救急DX



救急DXが2026年2月本格運用開始

本組合では、救急現場の情報伝達をより迅速かつ正確にするため ICT* を活用した救急 DX*（デジタルトランスフォーメーション）を 2026 年 2 月から本格運用します。

これまで、救急現場から病院への情報は電話で伝えているのが中心でしたが、今後はタブレット端末も併せて用いて傷病者の情報や現場の状況をリアルタイムに病院へ送信します。この結果医師は傷病者が病院に到着する前に詳細な情報を把握でき、病院側の受け入れ準備が円滑になります。

救急車を利用する方法や流れは変わりませんが、搬送先医療機関への連絡や医療機関収容後の医師等による医療の開始がよりスムーズに行われることが期待されます。



*ICT：情報通信技術
(Information and Communication Technology)

*DX：デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル技術を活用して業務やサービスを根本的に変革する取り組みを示します。

*総務省のマイナ救急実証事業とは異なります。

救急電話相談

病院?救急車?迷ったら…



県内のプッシュ回線
携帯電話から▶

#7119

ダイヤル回線・
IP電話から▶

024-524-3020



相談無料 通話料は
利用者負担

看護師等が対応

緊急の場合は 119 番通報!

急な怪我や病気で救急車を呼ぶか迷ったときは#7119で看護師等に相談できます。福島県の統計によると、2024年度は県内で23,367件の相談に対応しました。発熱などの相談のほか、薬や育児についての相談も受け付けています。

LEDランプの交換方法が不適切な場合、発煙・発火することもある！

既設の照明器具にLEDランプを取り付ける場合、LEDランプの種類や施工方法が不適切だと、火災などの重大事故に繋がる可能性があります。

LED照明への変更には、器具交換、ランプ交換、配線工事など種類によって様々な方法がありますので、最寄りの家電量販店や電気店にお問い合わせ、ご相談をお願いします。

不適切な交換による火災事例



(左) 焼損したコンパクト形LEDランプ、(右) 焼損した電源装置

『火災概要』

複合用途ビルに入居するテナントで、天井に設置されていたダウンライトのLEDランプが、破裂音とともに床上に落下。このLEDランプは、以前に入居していたテナント関係者が蛍光灯ランプからLEDランプへ交換したもので、交換してから数年後に火災となりました。

『出火原因』

今回焼損したLEDランプを既設の蛍光灯用照明器具に取り付けるには、蛍光灯用照明器具の「安定器を取り外す」または「バイパス配線工事」をする必要がありました。しかし、LEDランプに交換したテナント関係者は、ランプのみを交換し使用継続したため、照明を点灯する度にLEDランプの電源装置（基板）電子部品に負荷がかかり、異常発熱し出火しました。

『火災予防対策』

各メーカーから多種多様なLEDランプが販売されているため、照明器具との組み合わせ、取り替え方法を説明書等で確認し、不安がある場合はメーカーや店員に確認してから取り替えてください。

説明書

蛍光灯からLEDに替える際はこのような施工方法が記載されている場合があります

(例) 施工説明書

LEDランプ

(例) 注意事項

- ・ラビット式、インバーター式の場合、安定器を外す必要があるため、電気店や工事業者に相談しましょう。
- ・グロー式の場合、グロー球を外し使用することで、発熱・発火の恐れがあるため早めに、電気店や工事店へ相談しましょう。

蛍光灯ランプがなくなる前に、LED照明器具に交換を！

水銀が人に与える健康や環境へのリスクを低減することを目的として、2027年末にすべての一般照明用蛍光灯ランプの製造・輸出入が禁止されます。禁止日以降でも引き続き蛍光灯ランプを使用することは可能で、蛍光灯ランプの在庫があれば、店頭で販売され、購入できますが、今後入手が困難となることが予想されています。さらに、蛍光灯ランプの種類によっては、廃止される時期が異なりますので、ご注意ください。

製造・輸出入の禁止に伴い、経済産業省や環境省などでは、蛍光灯ランプを使用している家庭や事業所へ向け、LED照明への計画的な交換を推奨していますので、この機会に是非ご検討ください。

ランプの種類		製造・輸出入禁止時期
	電球形	2026.1.1から (30W超は2027.1.1から)
	コンパクト形	2027.1.1から
	直管形	2028.1.1から (一部は2027.1.1から)
	環形	2028.1.1から (一部は2027.1.1から)

(種類ごとの製造・輸出入の禁止時期)



経済産業省▶

住宅用火災警報器アンケート

住宅用火災警報器は火災の発生をいち早く知らせ、命を守るために欠かせません。2011年から設置が義務化され、2025年の調査によると福島県は82%の設置率で全国で30番目の設置率です。本組合管内の設置状況を把握するとともに、今後の火災予防啓発に役立てることを目的としてアンケートにご協力をお願いします。(無記名回答)



住宅用火災警報器は、以下の場所への設置が必要です
「寝室」「寝室がある階の階段上部(2階以上)」等*



*詳細は郡山地方広域消防組合
火災予防条例に定められています。

住宅用火災警報器アンケート▶



つたえる予防ひるば

ガソリンの運搬容器が 新たに認められました

ガソリンは、車両や除雪機等幅広いエンジン駆動の機器に使用されており、私たちの生活に欠かせない液体燃料です。しかし、きわめて揮発性が高く、静電気や火花により容易に引火し、火災や爆発につながる危険性もあるため、ガソリンを購入し車両で運搬する際に使用する容器については消防法でその構造が定められています。

これまで、乗用車等*1でガソリンを運搬する際に用いる容器は金属製容器に限られていましたが、令和5年の法改正*2により一部のガソリン用「プラスチック製」の容器についても消防法に適合した運搬容器として新たに認められることになりました。

*1乗用車等（ステーションワゴン・ライトバン・自動二輪車・原付等含む）

*2令和5年9月19日付で危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等（令和5年総務省令第70号及び令和5年総務省告示第321号）が交付されました。（令和6年3月1日施行）

ガソリンの引火する
温度は-40℃！
取扱いは注意が
必要です！

予防課危険物係▶

運搬容器について

危険物の入った容器を車両に積載して運ぶことを「運搬」といいます。運搬時には危険物の性状に応じた容器を使用しなければならないというルールがあるため、例えば灯油用のポリタンクにガソリンや軽油を入れて運ぶことはできません。



【灯油用ポリタンク】

【注油は従業員の手で】

ガソリンスタンドで軽油やガソリンを容器に注油する行為は、セルフサービスのスタンドであっても従業員が行わなければならないとあります。また、購入時の本人確認も継続して行っていますので、ご自身で注油することがないように注意してください。

ガソリンを乗用車で運搬する際の 容器について

	金属製容器	適合プラスチック製容器 (製造から5年以内)
最大容量	22ℓ	10ℓ
規格	金属製で 法令に定める 基準を 満たすもの	国際規格 UN規格 3H1規格
備考		

【購入する際は要確認!】

左記のプラスチック製容器は、令和5年の法改正により使用できることとなりましたが、ガソリンスタンドによっては金属製容器への販売に限定している場合もありますので、購入の際は確認をお願いします。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する政令等の一部公布について（総務省消防庁）▶



絵画・ポスター、標語コンクール最優秀賞作品

令和7年度「火災予防・住宅用火災警報器」

火災予防部門



▲郡山市立御代田小学校 6年生 柳沼 真緒さん

住宅用火災警報器部門



▲田村市立船引南中学校 3年生 村上 杏さん

火災予防部門

火の始末 その場のみんなが 責任者

▲郡山市立赤木小学校 3年生 はしもと 理玖さん

住宅用火災警報器部門

けいほう器 ならなきゃ意味ない さあ点検

▲田村市立船引小学校 4年生 こうの すみれ 鴻野 堇さん

管内の皆さんから、絵画・ポスター728点、標語1,198点をご応募いただき、選考の結果、各部門の入賞作品が決定しました。ウェブサイトでご覧いただけます。

たくさんのご応募
ありがとうございました

入賞者一覧は
こちら▶



予防課
危険物係▶



令和7年度 郡山地方広域消防組合人事行政の運営等の状況

郡山地方広域消防組合の職員の任用、服務や勤務条件などの人事行政の運営等の状況及び職員の給与・定員管理の状況等を管内住民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者の状況

① 採用に係る競争試験の結果

区 分	一次試験			二次試験		倍率	採用者
	申込者	受験者	合格者	受験者	合格者		
消防職員	97	83	38	32	8	10.4	8

(注)令和6年度に実施した採用試験の結果と、その試験により令和7年度に採用した職員数です。

② 事由別退職者数

区 分	定年	勸奨	自己都合	死亡	懲戒	合計
消防職員	7	0	4	0	1	12

(注)令和6年4月1日から令和7年3月31日までに退職した職員数です。

(2) 職員数の推移

① 部門別職員数の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	職員数		対前年 増減数
	R7	R6	
消防職員	406	410	-4

② 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	20歳 未満	20～ 23歳	24～ 27歳	28～ 31歳	32～ 35歳	36～ 39歳	40～ 43歳	44～ 47歳	48～ 51歳	52～ 55歳	56～ 59歳	60歳 以上	計
消防職員	3	26	56	50	48	67	43	24	43	20	24	2	406

(注)職員数は一般職(会計年度任用職員を除く)に属する職員数です。

2 職員の人事評価の状況

人事評価制度に対する理解と円滑な運用を図るための研修会を計5回実施しました。

令和6年度における人事評価の実施状況

		対象者	実施済	未実施	未実施の事由
上期	人数	410	408	2	休職及び退職
	割合	100%	99.5%	0.5%	
下期	人数	409	407	2	休職及び免職
	割合	100%	99.5%	0.5%	

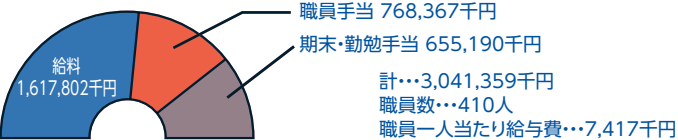
3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 令和6年度の人件費の状況 (令和6年度一般会計決算)

住民基本台帳人口 管内人口(R7.3.31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
373,604人	5,132,010千円	77,025千円	3,538,834千円	69.0%

② 令和6年度職員給与費決算 (一般会計)



(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
消防職	37.5	329,872円	360,041円

(注)「平均給料月額」とは、諸手当を含まない本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などを合計した額の平均額です。

② 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	郡山地方広域消防組合	国の制度 公安職
消防職	215,300円	211,600円

③ 職員の経験年数別・平均給料月額の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
消防職	296,300円	321,883円	347,575円

(3) 消防職の級別職員等の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	消防士	78人	19.2%
2級	副主査	130人	32.0%
3級	主査	99人	24.4%
4級	係長・主任	46人	11.3%
5級	課長補佐・主任主査	26人	6.4%
6級	課長・主幹・副署長	22人	5.4%
7級	次長・参事・署長	4人	1.0%
8級※	消防長・参与	1人	0.2%

(注)郡山地方広域消防組合給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。※行政職

(4) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当、退職手当 (令和7年4月1日現在)

区 分	郡山地方広域消防組合			
	支給率	期末	勤勉	計
期末・ 勤勉手当	6月期	1.25月分	1.05月分	2.30月分
	12月期	1.25月分	1.05月分	2.30月分
	計	2.50月分	2.10月分	4.60月分
	職制上の段階、 職務の等級に よる加算措置	有		
	支給率	期末	勤勉	計
	6月期	1.25月分	1.05月分	2.30月分
	12月期	1.25月分	1.05月分	2.30月分
	計	2.50月分	2.10月分	4.60月分
	職制上の段階、 職務の等級に よる加算措置	有		
	支給率	自己都合	勸奨・定年	
退職手当	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度	47.709月分	47.709月分	

(注)期末・勤勉手当の支給率は一般の職員の場合の支給率です。

② 特殊勤務手当

区 分	郡山地方広域消防組合
支給実績(6年度決算)	27,925千円
支給職員1人当たり 平均支給年額(6年度決算)	68,110円
職員全体に占める 手当支給職員の割合(6年度)	100.0%
手当の種類(手当数)	9種類
手当の参考例	救急業務従事職員の手当
	火災防ぎょ等業務従事職員の手当
	隔日勤務従事職員の手当

(注)手当の種類、名称は令和7年4月1日現在のものです。

③ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	133,622千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	374千円
支給実績(5年度決算)	140,383千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	392千円

④ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	
扶養手当	配偶者	消防職給料表7級以下であるもの 3,000円
	子	11,500円
	父母等	消防職給料表7級以下であるもの 6,500円
	行政職給料表8級であるもの	3,500円
住居手当	借家・借間	上限 28,000円
通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額ただし51,000円を超えた部分は1/2を51,000円に加算した額
	交通用具利用者	通勤距離による 月額 2,000円～40,700円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員（課長補佐相当職以上）に支給	55,200円～96,500円

4 職員の勤務条件の状況

(1) 休暇に関する事項

1年において20日の範囲内で付与され20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

職員の年次有給休暇使用状況

	R6A	R5B	増減A-B
平均使用日数	11.0日	11.7日	-0.7日
消化率	27.0%	29.0%	-2.0%

(2) 育児休業について

育児休業等の取得状況

区 分	R6	R5	増減
6月以下	15	8	7
6月超え1年以下	0	0	0
1年超え1年6月以下	0	0	0
1年6月超え2年以下	0	0	0
2年超え2年6月以下	0	0	0
2年6月超え	0	0	0
計	15	8	7

(注)各年度内(4月1日～3月31日)における新規取得者のみの実績

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(令和7年4月1日現在)

分限処分とは、公務能率を維持するため、一定の事由がある職員に、その意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。

種別	休職	時給	降任	免職	合計
人数	1人	0人	0人	0人	1人

(2) 懲戒処分等の状況(令和7年4月1日現在)

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するための処分のことです。

種別	戒告	減給	停職	免職	合計
人数	0人	0人	0人	1人	1人

6 職員の服務の状況

(1) 服務の根本基準

服務とは、職務を遂行するに当たって職員が守るべき義務ないし規律であり、地方公務員法において第30条から第38条までに規定されています。

憲法第15条第2項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しており、これを受けて地方公務員法第30条では、地方公務員の服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。

(2) 服務規律の確保

本組合では、職員一人ひとりが常に服務上の規律を遵守し、公務の信用を高めるため、自己を律するとともに、機会をとりえて、消防次長命による服務規律の確保に関する通達(依命通達)を全職員に対して行っています。

◆令和6年度における服務通達…6回

7 職員の退職管理の状況

(1) 再就職者による依頼など(働きかけ)の規制

地方公務員法第38条の2の規定により、営利企業などに再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織などの職員に対し、在職時の職務に関して一定の影響力を有することを背景に、離職後2年間、職務上の行為(契約、許認可など)をするようにまたはしないように依頼・要求してはならないとされています。

職員は、再就職者による依頼などがあつた場合、法第38条の2第7項の規定に基づき遅滞なく公平委員会にその旨を届け出なければなりません。

なお、依頼などの内容が職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合は、同条第6項第6号の規定に基づき、再就職者は事前に任命権者の承認を受けなければなりません。

また、課長職以上の地位にあつた元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合には、再就職状況の届出を義務付けています。

◆届出・申請件数

- ① 再就職者から依頼などを受けた場合の届出…該当なし
② 再就職者による依頼などの承認申請…該当なし

(2) 再就職情報の届出・公表(令和7年3月31日退職者)

再就職先区分	営利企業	公益財団法人など	その他
届出・公表	1	0	0

8 職員の研修の状況

令和6年度における職員研修の実績

研修区分		受講者数
階層別研修	庁内研修	133人
	ふくしま自治研修センター等	54人
	計	187人
専門研修	庁内研修(Web研修含む)	1,470人
派遣研修	消防大学校	4人
	福島県消防学校	30人
	研修機関等	4人
	計	38人
合 計		1,695人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

① 衛生管理体制

郡山地方広域消防組合職員衛生委員会を設置し、職員の衛生計画の実践に努めています。

② 福利厚生制度

郡山市互助会に加盟し、互助会の事業は、職員の会費事業と市、組合等の補助金事業とに費用区分して運営を実施しています。

各事業への参加を通じ、職員の健康の保持増進及び公務能率向上に資するための、福利厚生全般を実施しています。

(2) 公務(通勤)災害補償制度

地方公務員が公務上の災害や通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、地方公務員やその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

常勤職員の災害認定及び補償については、地方公務員災害補償基金福島県支部が実施しています。

◆令和6年度公務(通勤)災害認定件数

- ① 公務災害… 1件 ② 通勤災害… 0件

10 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求状況(令和6年度)

- ① 係属事案…なし ② 完結事案…なし

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況(令和6年度)

- ① 係属事案…なし ② 完結事案…なし

お知らせ

林野火災の予防を目的とした警報、注意報が創設されます

岩手県の大規模林野火災を受けて、2026年1月1日から林野火災の予防上注意を要する気象状況になった場合、「林野火災注意報・警報」が発令されます。また、注意報や警報が発令された場合、火の使用が制限されますので、詳しくは、本組合ウェブサイトをご確認ください。



▲本組合ウェブサイト

ご確認をお願いいたします。



林野火災注意報

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ
前30日間の合計降水量が30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ
乾燥注意報が発表

屋外での火の使用について注意喚起(罰則なし)

林野火災警報

左の発令指標に加え強風注意報が
発表されている場合

屋外での火の使用等の制限(罰則あり)

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況(令和6年度)

情報公開制度

▶公文書開示請求

実施機関	請求	全部開示	一部開示	不開示	取下げ
消防長	3	2	1	0	0

▶公文書任意開示申出

実施機関	申出	全部開示	一部開示	不開示	取下げ
消防長	0	0	0	0	0

個人情報保護制度

▶保有個人情報開示請求

実施機関	請求	全部開示	一部開示	不開示	取下げ
消防長	2	0	2	0	0

詳細はこちらを
ご覧ください



▲本組合ウェブサイト

手続き

電子申請サービス

ネットで届出・申請できます!

防火管理

救急講習の申し込み

消防用設備等

火災予防条例

危険物

甲種防火管理新規講習



▲本組合ウェブサイト

来庁せずに
申し込めるので、
ぜひご利用ください!



郡山消防SNS

火災予防から日々の訓練、統計まで生活に役立つ情報発信中

Facebook



X



Instagram



YouTube



組合公式
ウェブサイトは
コチラ

編集
発行

郡山地方広域消防組合消防本部 総務課
☎024-923-1740



ウェブサイト



紙へリサイクル可

この印刷物は、FSC®認証紙と
環境にやさしい植物油インキを
使用しています。

